

サプライチェーン等を通じた化学物質等の危険有害性等の情報伝達について

<これまでの議論を踏まえて考えられる論点（案）>

○ 化学物質のユーザーである中小企業への支援も含め、サプライチェーンを通じて、適切な化学物質等の管理を促すようにするためには、情報伝達の仕組みとして、見直すべき点、改善すべき点はあるか。

○ ラベル表示、SDS交付等による情報伝達を徹底・充実させるためには、どのような取組・支援が必要か（川上の事業者、川下の事業者、行政、業界団体等）

（行政）

- ・ 関係省が連携して、危険有害性の情報を取りまとめモデルSDS（約3200物質）を作成しているが、一層の促進を図るべきではないか。
- ・ 中小企業のメーカーへのラベル表示、SDSの作成のための支援はどうあるべきか。
- ・ 中小企業のユーザーへの情報伝達の観点からの支援はどうあるべきか。

（メーカー・業界団体）

- ・ 日本化学工業協会が中心となって進めている、供給する化学物質のばく露情報やリスク管理措置を含めた情報の作成・発信を一層、促進すべきではないか。

（ユーザー）

- ・ 化学物質を譲渡提供された場合は、譲渡提供者に対して、SDSの交付等を必ず求める、疑問点を照会、説明を受けるなどのコミュニケーションの促進が重要ではないか。

サプライチェーン等を通じた化学物質等の危険有害性等の情報伝達について

<これまでの議論を踏まえて考えられる論点（案）>（続き）

- ラベル表示・SDS交付の義務措置の対象について見直すべき点はあるか。
 - ・ 現行の対象（産業衛生学会等で許容濃度等が示された物質等の673物質）で良いか。
 - ・ 対象を拡大する場合、どのような考え方で拡大するべきか。
- 労働者に必要な情報を確実に伝達する観点も含めて、ラベル表示の内容について見直すべき点はあるか。
- SDSの記載内容について見直すべき点はあるか。
 - ・ GHSとの整合性の確保（推奨用途、使用上の制限、環境有害性、混合物等の扱いなど）を一層図るべきではないか。
 - ・ 日本化学工業協会が中心となって進めている、供給する化学物質のばく露情報やリスク管理措置を含めた情報の作成・発信を一層、促進すべきではないか。（再掲）
 - ・ 記載内容を最新の内容とするための取り組みが必要ではないか。
- 事業場内での情報伝達の観点から、どのような取り組みが必要か。
 - ・ 事業場内での容器のラベル表示はどうあるべきか（別容器に移し替える際の表示など）
 - ・ 労働者が自らが、事業場で取り扱う化学物質の危険・有害性について理解するためのハザードコミュニケーションについてどう考えるか
 - ・ 化学物質を取り扱う作業を外部に委託する場合（設備の改修、清掃等を請負業者に委託する場合など）の化学物質の危険有害性情報の伝達はどうあるべきか